

受益者の皆様へ

PayPayアセットマネジメント株式会社

「PayPay投信AIプラス」 の投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「PayPay投信AIプラス」（以下、「ファンド」という場合があります。）につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を予定しておりますので、ご案内申し上げます。

この投資信託約款の変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面をご覧のうえ、同封の「議決権行使書面」にこの投資信託約款の変更に関する賛否及び必要事項をご記入いただき、弊社までご送付くださいますようお願い申し上げます。**なお、当該投資信託約款の変更に同意いただける場合は、議決権行使のお手続き（議決権行使書面のご返送）は必要ございません。**

敬具

<記>

1. 投資信託約款の変更の内容及び変更理由

(1) 委託者の変更

ファンドの委託者である弊社は2025年9月末を目途に事業を終了することを予定しているため、委託者を「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」（以下、「アセットマネジメントOne」といいます。）に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、投資信託約款を変更させていただく予定となりました。

変更後に委託者となる予定のアセットマネジメントOneの概要は以下の通りです。 ※2024年9月末現在

● アセットマネジメントOneは、国内の個人投資家、金融機関や年金などの機関投資家を中心とした幅広い投資家層向けに資金の運用を行なっている、わが国有数の運用会社のひとつです。

所在地：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金：20億円

従業員数：917名

運用資産残高：約70兆円

これに伴い、ファンド名称を「PayPay投信AIプラス」から「AIプラスファンド」へ変更し、ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

(2) その他の変更

ファンドの取得・一部解約の申込みへの対応として、やむを得ない事情が発生した場合に、一度販売会社で受け付けたファンドの取得・一部解約の申込みを委託者が取り消すことができる旨を追加いたします。これは、市場機能の停止など不測の事態が発生した際における受益者間の公正を期すための対応となりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、現状ファンドで負担することが可能となっている各種書類の印刷、作成等に伴う費用について委託者負担とすべく、関連する条項を削除する変更を行なうとともに、ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。また、過去実施した条文削除に係る所要の変更も実施します。

具体的な変更内容については、(別紙)「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」(4ページ以降)をご参照ください。

2. 投資信託約款変更に係る書面による決議の日程と手続き

(1) 投資信託約款変更に係る書面による決議の日程

- ①受益者及び受益権の口数の確定日 : 2025年4月30日
- ②書面による議決権の行使の期間 : 2025年6月9日まで
- ③書面による決議の日 : 2025年6月10日
- ④投資信託約款変更日 : 2025年6月13日
- ⑤投資信託約款変更の適用日 : 2025年8月12日

(2) 投資信託約款変更に係る書面による決議の手続き

2025年4月30日現在の受益者の方は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

この投資信託約款変更に係る書面による決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り2025年8月12日を適用日として投資信託約款の変更を行いません。

なお、上記の議決権数による賛成が得られずこの投資信託約款変更の決議が否決された場合は、投資信託約款の変更を行いません。この場合、投資信託約款の変更を行わない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。ただし、その場合、弊社の事業終了日が確定した段階で、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び投資信託約款の規定に準じて、ファンドの信託は終了（償還）に向けた手続きを進めることとなります。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

3. 書面による決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、賛成または反対される旨及び必要事項をご記入のうえ、2025年6月9日（必着）までに下記宛にご送付ください。議決権行使書面は、2025年6月9日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、議決権を行使されない場合（議決権行使書面を送付いただかない場合）は、この投資信託約款変更に係る書面による決議に賛成するものとさせていただきます。

【「議決権行使書面」の送付先】

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 神田橋安田ビル8階

PayPayアセットマネジメント株式会社 投資信託約款変更に関する議決権行使書面受付係 宛

（議決権行使書面についての留意事項）

- ・ 賛否の表示のない議決権行使書面をご提出された場合は、この投資信託約款の変更賛成するものとさせていただきます。
- ・ 同一の受益者の方がこの投資信託約款の変更について重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なる場合は、すべての議決権が無効となりますのでご了承下さい。

（個人情報の取扱い）

議決権行使書面にご記入いただいたお客様に関する情報は、この投資信託約款変更に係る書面決議の手続きのために弊社において利用いたします。また、書面決議の手続きのために弊社と販売会社との間で、その内容を共有させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

4. 反対受益者の買取請求の不適用について

ファンドは、受益者の方が自己が保有する受益権について換金（解約）の申込みを行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該申込みに応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者の方に換金代金（一部解約金）として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める受益権の買取請求をすることができません。

※ 議決権の行使の期間中並びに書面による決議の日以降においても、通常どおり、ファンドの取得申込み及び換金（解約）申込みを受付けます。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

PayPayアセットマネジメント株式会社 投資信託約款変更に関する問い合わせ窓口

電話番号 03-6275-0926（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

書面決議参考書類

1. 投資信託約款の変更の議案

別紙「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」（4ページ以降）をご参照ください。

2. 受益権の内容の変更又は受益権の価値への影響の内容及び相当性に関する事項

特にありません。

3. 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

この投資信託約款の変更は、2025年8月12日にその効力を生ずるものとします。

4. 投資信託約款の変更の中止に関する条件

この投資信託約款の変更の書面による決議が議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成を得られない場合には、投資信託約款の変更は中止されます。

5. 投資信託約款の変更をする理由

本書面1ページの「1. 投資信託約款の変更の内容及び変更理由」をご参照下さい。

6. 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

取得・一部解約の申込みを委託者が取り消すことができる旨の追加を行いません。なお、同時に受益者の皆様の負担軽減が見込まれる変更も行いません。詳しくは、本書面1ページの「1. 投資信託約款の変更の内容及び変更理由（2）その他の変更」をご参照下さい。

7. その他

委託者がPayPayアセットマネジメント株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に変更となることに伴い、運用プロセス等は以下のように変更されます。

	新	旧
運用プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 時価総額、流動性などを考慮して投資ユニバースを決定し、それらの銘柄群に対しアセットマネジメントOneのAIモデルがスコアリングした魅力度をベースに、ポートフォリオ最適化手法にて推奨銘柄とその保有ウェイトを決定します。 	<ul style="list-style-type: none"> PayPayアセットマネジメントのAIモデルのスコアリングに基づく魅力度をベースに銘柄を評価し、時価総額、流動性などを考慮して推奨銘柄とその保有ウェイトを決定します。
想定組入銘柄数	<ul style="list-style-type: none"> 120～200銘柄程度 	<ul style="list-style-type: none"> 200～270銘柄程度
運用の特色	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社が有効と考えるビッグデータの解析やAIの活用等を通じて、今後の株価の上昇（市場平均を上回る上昇を含みます。）が高い確度で予測される銘柄の組入れを行なうことを基本とします。 委託会社が有効と考えるビッグデータの解析やAIの活用等を通じて、継続的な運用の強化・充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社が有効と考えるビッグデータの解析等を通じて市場の歪み（マーケットアナリー）を見出し、今後の株価の上昇（市場平均を上回る上昇を含みます。）が高い確度で予測される銘柄の組入れを行なうことを基本とします。 人工知能（AI）を活用した委託会社が有効と考えるビッグデータの解析、株価の予測等を通じて、継続的な運用の強化・充実を図ります。

以上

投資信託約款の変更に係る新旧対照表

(変更日：2025年6月13日 変更適用日：2025年8月12日)

変更部分は、_____ (下線) で表示してあります。

新	旧
<p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 <u>AI</u>プラスファンド 信託約款</p>	<p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 PayPay 投信AI プラス 信託約款</p>
<p>(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託) 第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>アセットマネジメントOne株式会社</u>を委託者とし、<u>みずほ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。 ②～④ (省 略)</p>	<p>(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託) 第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>PayPay アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、<u>みずほ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。 ②～④ (同 左)</p>
<p>(受益権の申込単位および価額) 第13条 (省 略) ②～④ (省 略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第13条 (同 左) ②～④ (同 左)</p>
<p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、<u>受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</u></p>	<p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、<u>受益権の取得申込みの受付を中止することができます。</u></p>
<p>(利害関係人等との取引等) 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</p>	<p>(利害関係人等との取引等) 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに<u>第21条</u>、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</p>
<p>② (省 略) ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</p>	<p>② (同 左) ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに<u>第21条</u>、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</p>
<p>④ (省 略) (信託事務等の諸費用) 第40条 (省 略)</p>	<p>④ (同 左) (信託事務等の諸費用) 第40条 (同 左)</p>

新	旧
<p>② 前項に定める諸費用のほか、<u>信託財産の財務諸表の監査に要する費用</u>（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、<u>信託財産中から支弁</u>します。</p>	<p>② 前項に定める諸費用のほか、<u>以下の諸費用</u>（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、<u>信託財産中から支弁</u>することができます。</p> <p>1. <u>有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価証券報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用</u></p> <p>2. <u>信託約款の作成、印刷および交付に係る費用</u>（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）</p> <p>3. <u>運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用</u>（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）</p> <p>4. <u>この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用</u>ならびに<u>信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用</u></p> <p>5. <u>信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用</u></p>
(削 除)	<p>③ <u>委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。</u></p>
(削 除)	<p>④ <u>前項に基づいて、実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。</u></p>
(削 除)	<p>⑤ <u>前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第38条に規定する計算期間を通じて毎日計上されます。</u></p>
<p>③ <u>前項の諸費用は、第41条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。</u></p>	<p>⑥ 諸費用は、第41条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。</p>
<p>(信託契約の一部解約) 第46条 (省 略) ②～④ (省 略)</p>	<p>(信託契約の一部解約) 第46条 (同 左) ②～④ (同 左)</p>
<p>⑤ <u>委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約請求の受付を取り消すことができます。</u></p>	<p>⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。</p>
<p>⑥ (省 略)</p>	<p>⑥ (同 左)</p>
<p>(公告) 第57条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/</p>	<p>(公告) 第57条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 公告アドレス https://www.paypay-am.co.jp/notification/</p>
<p>② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載します。</p>	<p>② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>官報</u>に掲載します。</p>